

関東学院大学ハラスメント防止規程

(2008年6月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づき、関東学院大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの発生を防止して、大学の使命遂行にふさわしい環境の維持を図り、学生等及び教職員等の尊厳を保護するために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程においてハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) 就学、就労、教育又は研究上の関係を利用してなされる次の行為に該当する「セクシュアル・ハラスメント」

ア 利益又は不利益を条件として、相手方に性的な要求又は誘いかけをすること、あるいは、実際にそれによって相手方に利益又は不利益を与えること。

イ 性的な含意のある言動を繰り返すことによって、相手方に脅威を与えたり著しく不快感を抱かせたりすること。

ウ 性的な言動又は掲示等によって、周囲に著しく不快感を抱かせるような環境を作り出すこと。

エ 相手方の性的指向等に関して、その尊厳を傷つけるような言動をとること。

(2) 性差別的な「ジェンダー・ハラスメント」

(3) 妊娠、出産、育児休業等に関しなされる次の行為に該当する「マタニティ・ハラスメント」

ア 妊娠及び出産したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

イ 妊娠、出産及び育児に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

ウ 妊娠、出産及び育児に関する制度や措置の利用を阻害したり、利用をしたことを理由に嫌がらせをすること。

エ その他、妊娠及び出産したことに嫌がらせをすること。

(4) 配偶者(事実婚を含む。)の妊娠、出産及び育児に関する制度や措置の利用並びに自らが同制度や措置の利用に関してなされる前号の各行為に該当する「パタニティ・ハラスメント」

(5) 要介護家族のための介護に関しなされる次の行為に該当する「ケア・ハラスメント」

ア 介護を理由に、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

イ 介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

ウ 介護に関する制度や措置の利用を阻害したり、利用をしたことを理由に嫌がらせをすること。

エ その他、要介護の家族を介護したことに嫌がらせをすること。

(6) 地位又は職務権限を利用して、これに抗し難い地位にある者に対して行う「パワー・ハラスメント」(ここには、教育研究上の地位又は権限を利用して行われる「アカデミック・ハラスメント」を含む。)

(7) 個人の尊厳・人格を不当に傷つける社会的に許されない言動をとること。

(8) その他、前各号に定めるハラスメントに準ずる不当な差別や言動等により、勤務環境又は教育研究環境を悪化させること。

2 第1項第1号の「相手方」とは、直接的に性的な言動等の相手方となった被害者に限らず、性的な言動等により環境を害されたすべての同席者(立会者)を含むものとする。

(構成員の責務)

第3条 本学構成員は、本規程及び別に定める「ハラスメント防止ガイドライン」に従い、ハラスメントを防止する責務を負う。特に学生等を指導する立場にある教員、職員を監督する地位にある管理職は、ハラスメントの防止を図り、ハラスメント問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 本学構成員とは、次の者をいう。

(1) 学生等：大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、公開講座の受講生など本学で教育を受け研究をする関係にあるすべての者

(2) 教職員：専任、非常勤、臨時等を問わず、本学に就業するすべての教員及び職員(役員を含む。)

(本規程が対象とするハラスメントの範囲)

第4条 本規程が対象とするハラスメントは、次の範囲とする。

- (1) 本学キャンパス内で行われたもの
- (2) 本学構成員が本学キャンパス外で関わったもの（ただし、原則としてハラスメントの当事者間に本学の関知している職務上又は教育研究上の利害関係がある場合に限る。）
(対応措置等)

第5条 本学は、ハラスメント問題には第8条に定める申立てに応じて手続きを行い、ハラスメントに係る言動を行った者に対しては、その程度に応じて、助言、勧告、処分等の適切な対応措置をとる。

- 2 処分にあたっては、教職員の場合には就業規則、学生の場合には学則などに基づくものとする。
(防止委員会)

第6条 本学にハラスメント防止のために、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。
 - (1) ハラスメント防止についての研修・啓発に関すること
 - (2) ハラスメント問題の申立てに関すること
 - (3) ハラスメント問題に係る被害者の救済に関すること
 - (4) ハラスメント相談員の研修に関すること
 - (5) その他、ハラスメント防止に関すること
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 国際文化学部又は社会学部から選出された教員 1名
 - (2) 経済学部又は経営学部から選出された教員 1名
 - (3) 法学部、理工学部、建築・環境学部及び看護学部から選出された教員 各1名
 - (4) 人間共生学部、栄養学部又は教育学部から選出された教員 1名
 - (5) 大学院研究科専攻主任会議から選出された教員 1名
 - (6) カウンセリングセンター長
 - (7) 職員 4名
 - (8) 学長が推薦する外部有識者 1名
 - (9) その他、学長の指名する者 若干名

4 委員長は、学長の指名による。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 委員の選出にあたっては、いずれか一方の性が構成委員の3分の2以上を占めることのないように配慮する。

(ハラスメント相談員)

第7条 ハラスメントに関する相談のため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、各学部専任教員各1名及び事務職員若干名とし、学長が指名する。相談員の選出にあたっては、原則として男女同数となるように配慮する。

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 相談員は、委員会委員を兼務することができない。

(ハラスメント問題の申立て)

第8条 本学構成員の関わるハラスメント問題について、被害を受けたと主張する者は、委員会に対して次のいずれかの申立てを行うことができる。

(1) 通知の申立て：苦情のあることを被申立人に対して通知することを求めるもの

(2) 調停の申立て：申立人及び被申立人（以下、双方を「当事者」という。）間での話し合いによる解決の仲介を求めるもの

(3) 調査及びそれに基づくハラスメント認定の申立て：委員会の下に設置されるハラスメント調査委員会による調査及びそれに基づくハラスメント認定を求めるもの

2 申立ては、被害を受けたと主張する本人が、委員会に対して書面で行うものとする。ただし、学生の場合には、その保証人を代理人としてその申立てを行うことができる。

3 申立てを行うことができる期限は、ハラスメントが最後に行われたときから原則として1年以内とする。教職員が離職した場合又は学生が学籍を失った場合も、在職中又は在籍中に受けたハラスメントについて同様とする。

(申立てへの対応)

第9条 ハラスメント問題について適切な申立てがなされたときは、委員会は、遅滞なく、通知・調停・調査の手続きをとるものとする。

2 申立てがなされた時点、あるいは調停・調査等の途中でも、ハラスメントの疑いのある言動が継続しており、緊急性があると認められるときには、委員会は、ただちに当該の言動をやめるよう勧告することができる。

3 委員会は、申立てに対して行われた通知・調停の結果、調査とハラスメントの認定結果を、速やかに学長に報告しなければならない。

4 調停における合意の成立に際して、本学としてとるべき措置が必要な場合には、委員会はその旨を学長に報告する。

(学長の任務)

第10条 学長は、委員会からハラスメントの認定結果の報告が提出されたときには、直ちに然るべき措置(学部等による勧告・処分などに関する指示)をとらなければならない。

2 調停における合意について本学としてとるべき措置が要請される場合には、学長は適切な措置を講じるものとする。

(相談者及び証人等の保護)

第11条 ハラスメント問題に関して相談をしたこと又は事実関係の証人になったことなどを理由として、相談者及び証人等に不利益な取扱いをしてはならない。

(委員会委員・相談員の注意義務)

第12条 委員会委員・相談員は、事情聴取、調停、調査等において、当事者及び証人等の名誉・プライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、最大限の注意を払わなければならない。

(守秘義務等)

第13条 委員会委員・相談員は、その任期中及び退任後、当事者及び証人等のプライバシーを保護し、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 本学構成員は、調査に協力する過程で知り得た内容を漏洩してプライバシーを侵害することのないよう配慮しなければならない。

(回避)

第14条 委員会委員・相談員がハラスメント問題の当事者となった場合には、その委員・相談員を辞任するものとする。

(虚偽の申立て等の禁止)

第15条 本学構成員は、ハラスメントの相談・調停や調査に基づくハラスメント認定の申立て・事情聴取などに際し、虚偽の申立てや証言をしてはならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他、ハラスメント防止に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月3日から改正施行する。

附 則

この規程は、2013年2月14日に改正し、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年5月19日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年12月2日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月18日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日から改正し、2020年4月1日から施行する。